

新型コロナウイルス対応に関する都内地教委施策の分析

— 一国および東京都との関係に着目して —

An Analysis of COVID-19-related Measures Adopted by Local Boards of Education
in the Tokyo Metropolitan Area:
Focusing on the Relationships of Local Education Boards with the National and the Tokyo
Metropolitan Government

松波紀幸¹・小入羽秀敬²

¹教職センター・教育学部初等教育学科 〒192-0395 東京都八王子市大塚359

²教育学部教育文化学科 〒192-0395 東京都八王子市大塚359

要 約

本稿では、新型コロナウイルスの対応の違いについて東京都区市町村を対象として分析を行った。具体的には、始業式、入学式、分散登校、夏季休業を視点とし、国や東京都による新型コロナウイルスの対応が、区市町村にどのような影響を与えたかについて、検討した。

調査の結果、入学式については最遅の自治体は6月末に実施された。また、分散登校は多くの自治体で6月1日（月）から開始されたが、最早通常登校切替日が6月5日（金）、最遅通常登校切替日は7月1日（水）と1か月弱の開きが見られた。また、夏季休業期間の最小値は13日間、最大値は40日間と27日間の開きが見られた。このほか、62自治体中17自治体が新型コロナウイルス対策の学校向けガイドラインをWebにて公表していたが、文部科学省のガイドラインを12%～45%の範囲で参考にし、作成されていた。分析の結果、新型コロナウイルス感染症に対する対応について、大枠については文部科学省を、より地域の実情にあった対応を考える際には、都教委を参照している傾向が伺えた。

キーワード：新型コロナウイルス（COVID-19）、入学式、分散登校、夏季休業、ガイドライン

1. はじめに

本稿は新型コロナウイルス感染の拡大に伴って実施された緊急事態宣言下において、東京都内の区市町村教育委員会（以後、地教委）による学校教育の対応の実態を明らかにすることを目的とする。

2019年末に中国の武漢で発見された新型コロナウイルス（COVID-19）は、その後我が国にも感染が拡大し、社会の様々な側面に影響を与え、学校教育もその例外ではなかった。このような状況下、安倍首相（当時）は、2020年3月2日（月）から春季休業まで全国の小中高校に臨時休業の要請を行った。臨時休業要請下の区市町村立小学校の実態については、松波ほか（2020）が東京都を分析対象として明らかにしている。東京都では従来とは異なる卒業式を迎え、式典時間の短縮、会場の工夫、参列者の制限などにより卒業式を挙行了した（松波ほか2020）。その後、各自治体、各学校では、管下学校の入

学式に向けて準備を進めた。そこで、本稿ではまず国と東京都の新型コロナウイルスの対応の推移について、学校教育に焦点を当てて検討した。次に、都内各地教委による始業式、入学式、分散登校、夏季休業期間の設定などを視点とし、その対応の差異について調査及び検討を行った。これにより、都内公立小中学校の対応をまとめることで今後の教育行政や学校運営の際に参照可能な基礎資料作りを行うとともに、国や東京都と地教委の関係について考察した。

2. 課題設定と分析の視点

全国の休校状況からの再開については文部科学省が4月より継続的に調査を実施しており¹、全国的な動向としての学校再開の状況を把握することができる。これらの一連の調査は休校状況、分散登校、短縮授業、全面再開という新型コロナウイルスへの対応について網羅的に把握することができる。その一方で、都道府県レベルの

データのみが公表されているため、基礎自治体レベルでの動向を把握することができない。

休校や学校再開の工程を決定するのは小中学校であれば設置者の区市町村である。感染動向は都道府県による違いも発生しているが、都道府県内での市町村レベルでも差は発生しているため、本来であれば市町村によって学校関係の政策に差が出てくるはずである。しかし、特に新型コロナウイルスのように想定していなかった事態に迅速に対応していく際には従来の国と地方自治体の関係性とは異なる政策決定の動きが発生している可能性がある。また、日本全体に影響を与えうる事態の場合は国による決定事項が平常時以上に地方自治体の政策決定に影響を与えらる。

では、このような平常時と異なる際、市町村の意思決定は平常時よりどのように変化するのか。2009年の新型インフルエンザの流行に伴う学校休業や2011年の東日本大震災での学校の休業や再開に関する先行研究から考察を行う。2009年に流行した新型インフルエンザでは、教育学では学校休業などの影響があるにも関わらず分析がほとんどなされていない。一方で、国レベルの対応については公衆衛生学、地方自治体の個別対応については政治学や公共政策学等で触れられているものが多い。例えば国レベルでは上田（2010）が新型インフルエンザについての厚生労働省の対応をまとめ、感染者が集団発生した大阪市や神戸市に対して政府の諮問委員会が通学時の移動距離が長い中学校と高等学校に限定した学校閉鎖を提案し、結果として保育所、幼稚園から大学まですべての施設の閉鎖が実施されたことを指摘している。運用指針については弾力化を行うことによって地域ごとの感染拡大状況に合わせた対策を取れるようにしているものの、自治体からは国全体としての行動計画の問い合わせが厚生労働省になされるなど国の基準を参照する自治体の現状が示されている。

地方自治体の対応については平川（2018）が新型インフルエンザ発生初期と新型インフルエンザ等対策特別措置法施行後の国及び地方自治体の対応について行政組織の体制および意思決定プロセスに関する分析を行っている。神戸市、兵庫県、大阪府では実際に休校措置が実施されたが、これらは保健衛生部局で基本的な考えを示した上で首長の最終的な判断であることが示されている²。また、笹岡・宮脇（2017）では神戸市、仙台市、広島市を事例としてインタビューやアンケート調査を元にしながら「発熱センター・発熱外来」と「休校措置」がどのように実施されたのかについて検討している。例えば、日本で最初に感染が確認された神戸市では当初は段階的に休校の範囲・対象・期間を変えることを想定し、学区

ごとに休校実施の有無を決めていたが、国が兵庫県全域に休校要請を出したことで全域の休校を受け入れている。一方で休校期間中に休校措置を市が自主的に判断すると決定し、休校解除に向けて積極的に動き出している。

これらの分析によって明らかになっているのは、休校については学校設置者が基本的な決定権を持っており、上位政府はあくまで休校の要請しかできない一方で、設置者はその要請を積極的に採用していく姿勢をもっている点である。しかし、一方で自治体による状況の違いから自治体は独自の判断で休校措置を解除しており、休校の実施はするものの、その内容については自治体による差が発生するであろう事は予測できる。

このような平常時とは異なる対応に追われたのは東日本大震災発生時も同様である。こちらは教育学においても政策決定に関する研究が蓄積されている。例えば阿内・丸山（2015）は原発事故からの学校再開対応の過程について南相馬市や双葉郡を事例として分析を行っている。福島（2012）では東日本大震災による原発事故で全町民が避難した大熊町を事例として、町教育委員会が主体的に県や会津若松市に発案、連携をとりながら学校移転を行ったプロセスについて明らかにしている。これらの分析から示唆されるのは、市町村レベルでの主体的な政策決定である。国や県からの指示を待つのでは時間がかかるため、学校の設置者である市町村が主体的に学校再開を決めている。

では、国や都道府県はその政策決定にどの程度関与しているのか。県と市町村の関係について、天笠（2012）では千葉県を事例にして県教育委員会と市町村教育委員会の関係性について述べている。平常時においても地方分権改革を前提として県教育委員会は市町村教育委員会の意思をより広範に尊重しており、指導を強めることを求めることに対して慎重な姿勢を取ることが多い一方で、県教育委員会は市町村教育委員会に対して影響力は及ぼしたいと考えているため県レベルでの諸計画等は作成し続けている。東日本大震災はこのような県と市町村の関係の中で発生しており、結果として各市町村教育委員会と県教育委員会が連携を満足に取れない状態で「それぞれの判断で動いた」という状態になった。そのため、県とは異なる独自の判断をした市町村、県の動向に従った市町村など対応に差が見られた可能性がある。

このように、平時とは異なる事態に置かれた地方自治体の教育政策決定について扱われた先行研究の多くは、その決定過程に着目したために国や都道府県との関係を考慮した事例分析が多い傾向にある。一方で、特定の都道府県内の市町村がどのような決定をしたのかという総

体的な特徴が明らかになっていない。例外的に新型コロナウイルス発生時の都内区市町村における卒業式等の対応の差異について検討した松波ほか(2020)があるが、それ以外は少ないのが現状である。

そこで本稿では新型コロナウイルスの対応について、東京都の全区市町村でどのような傾向にあるのかについて明らかにする。東京都は都内区市町村によって新型コロナウイルス感染者数が大きく異なっており、感染者数の多い区部と感染者数が相対的に少ない市部等に分けることができる。感染者数や地域特性に応じて政策決定にもばらつきが生じると考えることができる。また、上位政府である国や東京都の対応を比較することによって、区市町村がどの程度上位政府を参考にしながら政策決定を行っているのかについても検討を行う。

(2) 分析の視点

分析対象とする施策は入学式、分散登校、夏季休業とガイドラインの作成である。それぞれの時期は感染者数の動向や自治体の事情に左右されると考えられるため、それぞれの時期やガイドラインの作成有無等を網羅的に収集し、その実態について明らかにする。

分析の視点として、国と東京都の新型コロナウイルス対応を射程に入れる必要がある。設置者である区市等が最終的な意思決定の主体となるが、区市等が単独で政策を決定しているわけではない。東京都教育委員会(以後、都教委)は都内区市町村の教育委員会に対して「指導・助言・援助を行うことができる³⁾」とされており、休校や分散登校等教育に関わる重要な意思決定については東京都が関係している可能性は排除できない⁴⁾。

そこで、区市等の対応に影響を与えうるアクターとして東京都および国を想定し、両者が新型コロナウイルスへの教育機関の対応をどのように行ってきたのかを検討する。

3. 国と東京都の新型コロナウイルス対応

(1) 国による新型コロナウイルス対応

国は国内での新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、水際対策を実施していた。しかし、2月24日(月)に政府の専門家会議が「この1~2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際⁵⁾」という見解を示したことで2月25日(火)に新型コロナウイルス感染症対策本部から出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」によって対応が国内での感染拡大を抑える方向性にシフトした。この段階では学校の感染対策の方針の提示や臨時休業については「都道府県等から設置者

等に要請する⁶⁾」とされており、都道府県が地域の实情に応じて感染対策を実施する主体として位置付けられていた⁷⁾。

しかし、2月27日(木)の政府の感染症対策本部会議で安倍晋三首相(当時)より3月2日(月)から春休みまでの全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対して一斉休校が要請された。同時に入試や卒業式についても感染防止措置の実施や必要最小限の人数での開催を求めており、大きな方向転換がなされた。全国一斉休校は3月20日(金)の感染症対策本部の会議で休校期間を延長せずに新学期の段階で学校を再開させることが決定し、文部科学省が学校再開のためのガイドライン等作成に着手、3月24日(火)に公表された。

全国の感染者数は依然として増加傾向にあったため、安倍首相は4月6日(月)に緊急事態宣言の発出を4月7日(火)に行う意向であることを示した。7日に東京都を含む7都府県で新型コロナウイルス対策特措法に基づく国の緊急事態宣言が出され、4月16日(木)には全都道府県に実施区域が拡大した。当初は5月6日(水)を期限としていたが、5月4日(月)に5月31日(日)までの延長が決定された。その後区域変更で実施区域が縮小するが⁸⁾、首都圏は最後まで緊急事態宣言の対象地域となり続けた。しかし、その後の感染者数の減少によって5月25日(月)に緊急事態宣言の終了が宣言された⁹⁾。

(2) 東京都のコロナ対応

東京都のコロナウイルス対応の推移について、都のコロナウイルス対策本部の議事録をもとに検討する。2020年1月24日(金)に第1回新型コロナウイルス関連肺炎東京都危機管理対策会議(以下対策会議)が開催された。都内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されたためである。この時点では感染者数が少なく、感染ルートも抑えられていたために学校に対しては、適切な情報提供及び感染予防の徹底の呼びかけに留まった。感染症の増加と共に東京都は1月30日(木)に東京都新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対策会議を本部での会議(以下対策本部会議)に格上げした。学校が議題に挙がるのは1月30日(木)に実施された第1回であるが、この段階ではこれまでの「最新の関連情報や対策の徹底」に加え、学校を通じて「保護者への正確な情報提供」等による協力依頼、「武漢市から帰国した生徒の保健や修学等の状況」把握を実施しているとの報告であった。

2月21日(金)に開催された第9回対策本部会議から議事で「学校」における具体的な対応について報告されるようになる。2月18日(火)の文部科学省からの通知

¹⁰で指摘があった以下の事項に関して東京都の方向性について述べている。第1に、児童生徒等に新型コロナウイルスが発生した場合の対応について「都及び保健所を設置する区市は、休業が必要であると判断した場合には、都教育委員会や区市町村教育委員会に対して、学校の全部または一部の臨時休業を要請する」とした。第2に、卒業式等については「大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を行うとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなどの感染症対策を行い、実施」するとした¹¹。

2月26日（水）の第10回対策本部会議では、臨時休業と卒業式についてより具体的な内容が提示される。学校の構成員に感染症が発生した場合は14日間を目安に臨時休業を実施するとし、卒業式についても参列規模の縮小と時間短縮を講じて実施となった。

また、学校の感染症対策として、始業時間の繰り下げ等による時差通学の実施や定期試験を終了した学校から自宅学習を実施して春季休業を前倒しすることも決められた¹²。

上記決定も国による政策決定で大きく変化する。2月27日（木）に安倍首相（当時）が3月2日（月）から小中高校の一斉休校を要請した。3月3日（火）に開催された第11回対策本部会議では、国による全国一斉休校を受けて都立学校は3月2日（月）から春休みまで休校することを決定した旨が報告された¹³。区市町村の小中学校に対しては、「都立学校の方針を参考に」休校中の学習や生活指導、休校の開始日等を地域の実態に応じて対応することを要請している。なお、当会議前日の3月2日（月）時点で約85%の自治体が休校しており、残りも数日中に休校する予定とされていた。休校期間については約90%の自治体が春休みまで休校する予定であった¹⁴。

3月23日（月）の第13回対策本部会議では、国が20日に「全国一律の休校要請は延長せず、早急に、再開に向けたガイドラインを公表するという方針を示した」ことから、新学期に向けた準備が議題となっていた。都立学校の入学式等の実施についても感染予防措置を講じた上での準備に入るように通知が行われている。また、国からのガイドラインをもとにして、新学期の感染予防の指針をまとめることが報告されている¹⁵。3月26日（木）に出された「都立学校版 感染症予防ガイドライン」では、都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があると明記されている。

都内の感染者数は増加傾向にあることを受けて、4月1日（水）の第16回対策本部会議では、都立学校は春期

休業の明けの4月6日（月）から5月6日（水）まで臨時休業とすることを決定した。都立学校の始業式および入学式は、各学校が予定した日程で、規模の縮小、あるいは時間の短縮など感染予防策を万全に講じた上で実施することとなった。小中学校については、区市町村教育委員会に対して都立学校の取組を参考にして感染拡大防止への取組を行うことを「強く要請」し、さらに「子供の居場所確保やICTを活用した学習支援等につきましても対応を依頼」することとなった¹⁶。

4月6日（水）に安倍首相が緊急事態宣言を4月7日（木）付で発出する意向があることを表明したことで、都はその対応をまとめていく。4月6日（水）の第17回対策本部会議では、都立学校について緊急事態の措置上は休業である旨が確認され、入学式についても7日（木）以降の予定は延期することが決定した¹⁷。緊急事態宣言発出後の4月10日（金）に都は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を出しており、都民に対しては「徹底した外出自粛の要請」を行い、事業者に対しては「施設の使用停止及び催物の開催の停止要請」を行っている。文教施設である学校も休業要請の対象となっている。

一斉休校後も感染者数は大きく減少しておらず、国による緊急事態宣言の5月31日（日）までの延長に合わせて、5月5日（火）に第22回対策本部会議が開催されている。国に合わせて都の緊急事態措置を5月31日（日）まで継続し、各設置者に対しても5月31日（日）までの休業要請を行うとした¹⁸。また、長引く休校に備えて小池百合子都知事は専決処分による予算措置として、区市町村立学校の学習環境整備や学校休業の延長に伴って必要となる経費を84億円計上している¹⁹。

5月22日（金）の第25回対策本部会議では、学校の段階的再開が議論されるようになる。

都立学校は分散登校により段階的に進めていくことが示され、学校とオンライン学習等による家庭学習等を組み合わせることでの実施が計画されていた。公立小中学校は、通学手段や通学距離が高校生と異なるため、都立学校の扱いを参考として、それぞれの地域の実情に応じて区市町村で具体的に判断することを要請している²⁰。

国による緊急事態宣言の終了が宣言された5月25日（月）に第26回対策本部会議が開かれ、5月26日（火）より段階的に再開を段取りつつ、6月1日（月）から学校を再開させる旨の報告があった。具体的な段取り等に付いては、都教育庁は再開後の感染症対策と学校運営に関するガイドラインを策定して周知を図る予定としている。なお、区市町村に対しては都立学校の対応を参考として周知し、地域の実情に応じて各区市町村長、各区市

町村教育委員会の判断で実施内容を決定するものとしている。

5月29日(金)の第28回対策本部会議では都立学校の再開スケジュールが具体化した。5月の最終週をⅠ期、6月1日(月)～14日(日)をⅡ期、6月15日(月)から6月29日(月)をⅢ期と区分し、各期で登校等の方法を検討しながら一斉登校を目指すこととなった。また、夏休み等の扱いについては授業日数の不足を補うために、夏季休業を8月8日(土)～23日(日)に短縮している。ここでも区市町村に対しては都立学校のガイドライン周知や小中学校向けのポイント解説の作成・周知を行うと述べられており、地域の実情に応じた判断を求めている^{21, 22}。

(3) 小括

本節では国と東京都の新型コロナウイルスの対応の推移について、学校教育に焦点を当てて検討してきた。東京都が決定しているのはあくまでも都立学校の方針であり、区市町村が設置者となっている公立小中学校についてはあくまで地域の実情に応じて判断させることが強調されていた。一方で、区市町村に対して都立学校の事例を参考として周知していることから明らかなように、区市町村は政策決定の参考となるモデルは提示された状態となる。

では、東京都によるモデルの提示は都下の区市町村の政策決定においてどのような影響を与えたのだろうか。次節では、区市町村の入学式、分散登校、夏季休業、ガイドラインについての実態を検討する。

4. 調査について

(1) 本調査に共通した考え方について

筆者らが、松波ほか(2020)と同様に、自治体のwebを原則として調査対象とし、自治体は何ら情報を公開していないと判断した場合には、学校のweb、例えば学校だより等を参照することで情報を取得することとした。

(2) 調査内容及び調査日について

① 始業式、入学式に関する調査

都内62自治体について4月5日(日)にweb調査した。なお、中学校については、多くの学校が緊急事態宣言が発令された4月7日(火)に設定されていたことから、変更後の状況を把握するため12月11日(金)から12月16日(水)に追加でweb調査した。

② 分散登校日に関する調査

都内23区及び多摩地区の八王子市から昭島市までは、

6月14日(日)にweb調査した。また、調布市以降の市部については、6月14日(日)～9月22日(火)にweb調査した。

③ 夏季休業期間に関する調査

都内62自治体について、8月31日(月)にweb調査を実施した。夏季休業期間については、2学期始業式と1学期終業式の差により算出した。

④ ガイドライン調査

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、学校用のマニュアルとして各自治体が作成したガイドラインについて、その公表の有無及び内容について調査した。公表の有無に関する調査期間は8月31日(月)から9月1日(火)である。また、文部科学省における最新版は、8月6日(木)にver.3として公開されている。なお、例えば未公表の自治体Aでは教育委員会定例会議事録(2020年5月)の中で、ガイドラインを準備している旨、所管課長の答弁が掲載されている。しかし、その後も公開はされていないものの、管下の校長に9月初旬確認したところ、間もなくweb公開される旨、話があった。よって、調査時期が異なれば、さらに公開されている自治体数も増える可能性があること、さらには改訂版の掲載もありうることをここで断りたい。

また、ガイドラインについては、例えば練馬区²³や立川市²⁴、国立市²⁵のようにガイドラインとはほぼ同様の趣旨で公開されたものも存在する。こうした様々な指針の存在があることは認識しているものの、株式会社NTTデータ経営研究所(2016)に倣い、あくまで本稿では「ガイドライン」という名称が付されたもので、各自治体が提供するもののみを調査対象とした。

またさらに、ガイドラインの収集手順も株式会社NTTデータ経営研究所(2016)に倣い、効率性の観点から各自治体におけるドメインを指定して、当該ドメインに格納されているガイドラインを収集した。検索キーワードは、「コロナ 学校 ガイドライン」を用いた。

次に、分析の手順としては、記載内容から各行事の取り扱いがどのように示されているかだけでなく、文部科学省が示すガイドライン等がどの程度参照されているかについても分析した。分析にあたっては、iThenticateを用いた。iThenticateは、論文を執筆する際に用いる剽窃検知ツールであるが、web上に公開されている文書との照合により類似度の検出が容易であることから初期設定で分析した。なお、ガイドラインを公表している17自治体いずれもPDFファイルでiThenticateにかけたが、青梅市のみ認識しなかったため、PDFファイルをWordファイルに変換の上、分析した。

5. 地教委による政策決定

(1) 入学式・始業式

例年、都内の入学式は暦の影響を除けば、小学校は4月6日に、中学はその翌日の7日に実施している(表1)。よって、今年度も多くの自治体で4月6日(月)に小学校、7日(火)に中学校の入学式が一部例外を除き予定されていた(【付録1】)。ここで、松波ほか(2020)に追加調査したもの及び本調査結果を用い卒業式、入学式ともに情報を得られた51自治体について参照した。小学校においては、51自治体のうち保護者参列を認めない自治体が2019年度卒業式に6自治体確認できたが、2020年度入学式については2自治体が保護者の参列を認めなかった。また、保護者参列を2名から0名に減少させた自治体が1自治体(台東区)、2名から1名に減少させた自治体が2自治体(文京区、大田区)、1名から2名に増加させた自治体が4自治体(世田谷、渋谷区、杉並区、瑞穂町)、0名から1名に増加させた自治体が5自治体(墨田区、北区、日野市、東村山市、東大和市)であった。よって、今回の入学式の特徴の一つには、入学児童の年齢を考慮してか、卒業式と比べて保護者の参列を認める傾向が見られた。またさらに、2自治体(世田谷区、渋谷区)は期日未定の入学式延期、2自治体(台東区4月20日(月)、荒川区4月13日(月))は通常よりも遅い時期の入学式を予定した。なお、調査結果はいずれもwebで確認できる範囲で筆者が4月5日(日)の時点で調査し、まとめたものである。よって、4月7日(火)に緊急事態宣言が出されたことからその後に予定されていた入学式はさらに繰り下げられている。これにより、【付録1】において調査日以降に追加調査にて得られた情報は斜体で表記した。また、中学校の入学式について情報の得られた59自治体のうち、31自治体は4月7日(火)に実施していた。その大半は比較的感染者数の少ない多摩地区等であった。また、15自治体が緊急事態宣言解除後の6月上旬に設定されていたが、その大半は23区であった。なお、中止とした自治体も4自治体(板橋区、足立区、江戸川区、府中市)が見られた(表2)。

このほか、都内の始業式については管見これまで入学式と同日に設定されていたが、今回、千代田区は2日間に分散して当初設定していた。また、足立区や三鷹市については、始業式自体を設けないなど、自治体によって年度当初の学校行事に差異が見られた。

(2) 分散登校

分散登校日については、【付録2】のとおり自治体により様々な方法、期間が設定された。また、【付録2】

表1 都内公立小・中学校の入学式日程

| | 小学校 | 中学校 |
|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 2017年 (平成29年) | 4月6日(木) 57/64自治体 89.1% | 4月7日(金) 56/63自治体 88.9% |
| 2018年 (平成30年) | 4月6日(金) 58/68自治体 85.3% | 4月9日(月) 54/65自治体 83.1% |
| 2019年 (令和元年) | 4月8日(月) 55/67自治体 82.1% | 4月9日(火) 56/68自治体 82.4% |
| 2020年 (令和2年) | 4月6日(月) — | 4月7日(火) — |

※2017年から2019年の入学式日程は、東京都教育委員会(2017)(2018)(2019)による。また、表中の割合は筆者が当該日に入学式を実施した自治体数を東京都が調査対象とした自治体数で除した数を表している(百分率は小数第二位を四捨五入している)。なお、自治体によっては式典を複数日に分割して実施するケースもあることから、合計は62自治体とはならない。またさらに、表中の値には義務教育学校、中等教育学校、都立学校は含まない。

※2020年の入学式日程は、【付録1】における代表的な日程を記載した。

表2 都内公立中学校の自治体別入学式日程

| | | | |
|----------|----|----|------|
| 4月 6日(月) | 4 | 35 | 4月上旬 |
| 4月 7日(火) | 31 | | |
| 4月15日(水) | 1 | 1 | 4月中旬 |
| 5月 7日(木) | 1 | 1 | 5月上旬 |
| 6月 1日(月) | 6 | 15 | 6月上旬 |
| 6月 2日(火) | 3 | | |
| 6月 5日(金) | 1 | | |
| 6月 6日(土) | 1 | | |
| 6月 7日(日) | 1 | | |
| 6月 8日(月) | 3 | | |
| 6月19日(金) | 1 | 1 | 6月中旬 |
| 6月30日(火) | 1 | 1 | 6月下旬 |
| 中止 | 4 | 4 | 中止 |
| 学校判断 | 1 | 1 | 学校判断 |

※表2はweb調査により確認ができた59自治体について、緊急事態宣言発令に伴う日程変更を反映しまとめたものである。

※「学校判断」とは、清瀬市立中学校の学校だよりを確認した際に、4月8日(水)、中止、6月1日(月)と3種類の日程が確認できたことによる。

の「学校全面再開日」を集約したものが表3である。

ここでは、例えば中央区のようにクラスを2分割し、1日置きに授業を設定するケースや、新宿区のように午前と午後に児童・生徒を2分割し、教師が同じ内容の授業を1日に2回実施するケース、墨田区のように学級を3分割し、2時間授業を時差登校で実施するケース、豊島区のように登校のない日はオンラインのクラスルームを活用し、健康観察や家庭学習支援を行うケース、足立区のように1日に登校する児童・生徒数が全体の3分の1程度にする原則を示し、その方法は校長裁量とするケ

表3 学校全面再開日別自治体数

| 学校全面再開日 | 自治体数 |
|----------|------|
| 6月5日(金) | 1 |
| 6月8日(月) | 4 |
| 6月11日(木) | 1 |
| 6月15日(月) | 20 |
| 6月19日(金) | 1 |
| 6月22日(月) | 14 |
| 6月29日(月) | 4 |
| 7月1日(水) | 4 |
| 合計 | 49 |

※小中学校で通常登校開始日が異なる場合は、小学校で集計した。
 ※【付録2】調査日において、学校全面再開日が明記されていない自治体のうち分散登校終了日が記載されている自治体については、その翌日（または週明けの日）を用いた。また、調査日において未定であった自治体は、自治体や地教委、学校のwebを再調査し集計に用いた。

ースなどが見られた。また、自治体によっては分散登校が通常授業に結び付くように段階的な計画が公表されていた。このほか、調査によれば、給食再開の時期について明示することや、複数の自治体で水泳指導が実施されないこともwebで公表された。また、心得を除く水泳指導が多く自治体で未実施であったことは報道²⁶にもあるとおりである。また、東京都小学校体育研究会(2020)は、コロナ禍における小学校体育科年間指導計画例の中で水泳指導が中止であることを前提に計画を例示している。なお、【付録2】中「学校全面再開」とは、文部科学省(2020b)による「全校生徒が毎日登校し、通常どおりの時間割を実施している状況」を採用した。これによれば、45自治体が東京都が示す再開日6月30日(火)²⁷よりも前倒しされていた。

(3) 夏季休業期間

都内公立学校の夏季休業日に関する調査結果は【付録3】のとおりである。62自治体中61自治体について確認された。これによれば、最短の夏季休業日は13日間(奥多摩町)、最長は40日間(小笠原村)であった。また、例えば小笠原村教育委員会教育長(2020)は「本村は、地理的要件及び交通事情等が他の地域とは大きく異なっている」とし4月15日から学校再開しており本土とは条件が異なることから、本調査における島嶼を除いた場合の最長は36日間(武蔵村山市)であった。なお、夏季休業期間は平均21.9±5.4日であり、島嶼を除く場合の平均は21.2±4.9日であった(小数第二位を四捨五入)。

またさらに、2020年度一学期終業式および二学期終業式の日程について【付録3】を基に表4に自治体数をまとめた。例年都内公立小中学校の終業式は暦の影響を除けば7月20日に、二学期始業式は9月1日に設定され

表4 2020年度一学期終業式、二学期始業式設定日毎の都内自治体数

| 一学期終業式 | | 二学期始業式 | |
|----------|----|----------|----|
| 7月17日(金) | 1 | 8月17日(月) | 1 |
| 7月20日(月) | 2 | 8月18日(火) | 1 |
| 7月25日(土) | 1 | 8月19日(水) | 1 |
| 7月31日(金) | 36 | 8月20日(木) | 1 |
| 8月5日(水) | 1 | 8月21日(金) | 1 |
| 8月7日(金) | 20 | 8月24日(月) | 36 |
| | | 8月25日(火) | 11 |
| | | 8月26日(水) | 1 |
| | | 8月27日(木) | 3 |
| | | 8月31日(月) | 1 |
| | | 9月1日(火) | 4 |

ている²⁸。しかしながら、本年度は多くの自治体が一学期終業式を繰り下げており、二学期始業式を繰り上げていた。

また、調査日時時点で7自治体(江東区、大田区、板橋区、練馬区、足立区、府中市、東村山市)が冬季休業期間を公表していたが冬季休業ということもあってか大きな違いは見られず、終業式はいずれも12月25日(金)とし、3学期始業式最早が1月4日(月)の江東区、最遅は1月8日(金)の練馬区であった。

(4) ガイドライン

ガイドライン調査の結果は同じく【付録3】のとおりである。8月末の調査日直前で、文部科学省が公開したガイドライン(文部科学省2020a)は、8月6日(木)である。よって、これを受けて改訂した自治体もあれば、今後改訂される自治体もある。また、ガイドラインの内容を全て確認したところ、多くの自治体が例えば運動会や移動教室、修学旅行などの学校行事に関する取扱いを定めていた。運動会については、当初の計画(例年通り)での実施を認めておらず、3密を回避することができれば認めるなど、実施方法の工夫により認める自治体も見られた。なお、感染症対策に配慮しながらも学校判断とした自治体(北区)もあった。

また、小学校の移動教室は原則中止としており、修学旅行については実施を検討する自治体も見られた(台東区、品川区、杉並区、調布市)。また、江東区や北区については宿泊を伴う行事を中止にするも、代替を検討しているとあった。このほか、全国学力・学習状況調査については中止となったが、自治体独自の学力調査については、品川区と北区が実施を公表していた。また、体力調査については、国の調査については中止としつつ、東京都の体力調査(東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査)について文京区、品川区、調布市

表5 iTenticateを用いた分析に関する基本統計量

| | 全体 | 文部科学省 | 都教委 |
|--------|------|-------|------|
| 平均 | 0.39 | 0.20 | 0.00 |
| 標準誤差 | 0.02 | 0.02 | 0.00 |
| 中央値 | 0.37 | 0.2 | 0 |
| 最頻値 | 0.35 | 0.24 | 0 |
| 標準偏差 | 0.08 | 0.10 | 0.00 |
| 分散 | 0.01 | 0.01 | 0.00 |
| 最小 | 0.3 | 0 | 0 |
| 最大 | 0.6 | 0.45 | 0.01 |
| 合計 | 6.63 | 3.47 | 0.03 |
| データの個数 | 17 | 17 | 17 |

※「全体」は当該自治体のガイドライン（含 引用文、参考文献）とweb上に公開されているデータとの類似度を表す。またさらに、「文部科学省」「都教委」は当該自治体のガイドライン（含 引用文、参考文献）とweb上に公開されている文部科学省をドメインとするデータ、都教委をドメインとするデータ（除 東京都の他の部局（例 東京都総務局））との類似度を表す。
 ※平均、標準誤差、標準偏差、分散については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位までで表示している。
 ※基本統計量算出にあたっては、iTenticateで分析された類似度（整数値）を用いている。また、「都教委」の中で品川区のデータは1%未満であるが、分析の都合上1%として計算している。

が学校毎の希望制、北区は11月までに実施としていた。

このほか、筆者がガイドラインの内容を確認する中で、自治体により記載内容の差異として捉えたものに検温の目安となる体温が記載されているか否かまたその温度、さらには「うがい」の記載が見られるか否かがあった。例えば都立動物園・水族園が来場を断る目安として、37.5度の体温を示しているが（東京都2020b）自治体により37.0度と示す場合と37.5度と示す場合、さらにはその具体的な目安を示さない場合の3種類が存在した。なお、37.0度については、東京都教育委員会（2020）が示すガイドラインに準拠したと推察した。未記載の自治体にあつては、平熱とどの程度違うかを重視するためこれまで37.5度と示していたものを字消しで削除している自治体もあった（豊島区）。

また、うがいについては、ガイドライン未公表の自治体も含め62自治体の中で4自治体（中野区、杉並区、板橋区、武蔵村山市）が学校教育におけるうがいを推奨していた。このほか、狛江市は、市民から寄せられた「市長への手紙」に回答する形で指導室が回答（7月3日（金））する中に「手洗いおよびうがいの徹底」とあることから、推奨していると考えられる。一方、文部科学省（2020a）や東京都教育委員会（2020）にはうがいを推奨する記述はない。よって、児童・生徒らにうがいをさせるか否かは、その根拠²⁹について明確にした上で指導を行う必要がある。

このほか、iTenticateによる分析によれば、公表自治体のガイドラインと類似の割合が一番高いソースはい

ずれの自治体においても文部科学省であった（表5）。よって、ガイドラインについては、文部科学省をベースに作成されていることが明らかとなった。

6. 考察と結論

都内公立小学校の卒業式にかかわる調査（松波ほか2020）に続き、本稿では引き続いて都内の公立学校の様子を始業式、入学式、分散登校、夏季休業日、ガイドラインに着目して分析を行った。新型インフルエンザや東日本大震災では、市町村は国や県の対応に合わせて休校を実施しつつも、その解除には地域の状況に応じた政策決定が行われていたが、同様の傾向が新型コロナウイルスの対応においても観察された。分析結果は区市町村教育委員会による学校再開のプロセスにはバリエーションがあるものの、多くのケースで東京都教育委員会による情報を参考した可能性があることを示唆している。例えば学校再開スケジュールも東京都が都立学校に対して示した3段階を踏襲（練馬区、葛飾区、八王子市、国分寺市）、もしくは減らして2段階にする形での実施を行っており、東京都の決定を参照していることが推測される。一方で、ガイドラインはiTenticateによる分析から、最も文部科学省の資料を参照していたことが示されている。以上から、新型コロナウイルス感染症に対する対応について、大枠については文部科学省を、より地域の実情にあった対応を考える際には、都教委を参照している傾向が伺えた。これは、分散登校の設定などは地教委の指導課が実施していることが関係していると推測される³⁰。当該機関に従事する指導主事等は都から派遣されているため都教委を参照する傾向が見られたのかもしれない。

学校全面再開時期については、時期を公表していた49区市のうち45自治体について都が示す6月30日（火）よりも前倒ししており、各自治体の判断で決定していた部分が見受けられた。これは、主として高等学校を所管する都教委に比べ、地教委は主として（幼）小中学校を所管しており、特に学齢の低い子供たちを一人で自宅に留め置くことが難しく、学童保育による対応だけでは十分ではないことから、子供の居場所としての学校を早く再開する決定に至ったと考えられる。このように地教委の対応は、大枠では国や都を参照しつつも、保護者の要望を考慮しながら地域の実情に応じて具体的に判断していたと推測される。

学校全面再開以外にも、始業式、入学式、夏季休業期間で自治体差が見られた。地域の実情に応じた取り組みとして行われているが、一方で自治体による違いは保護

者や児童・生徒の不安を誘引する可能性もあることに留意する必要がある。例えば、今回多くの自治体が前述のとおり水泳指導を実施していないことが調査により別途明らかとなった。ここで、世田谷区などは、「水泳授業の実施前に行う必要がある内科、耳鼻科、眼科などの健康診断が実施できていないことなどから、令和2年度は水泳の授業は行わないことを基本とし、令和3年度の体育の授業において水泳の時間を増やすこととします（夏休み期間中のプールについても実施しない）」と情報を発信している。松波ほか（2020）では、卒業式に保護者の参列入場制限を行った自治体の中で、「座席の間隔をあけるために人数を制限せざるを得ないと述べた上で保護者に理解を求めるような案内もあった」とあるが、このように例年と異なる指導形態や運用を行う際には、丁寧に児童・生徒、保護者や地域にその理由を発信していくことが今後の教育活動を円滑に進めていく上で重要ではないだろうか。

また、ガイドラインの公表が調査時点では62自治体中17自治体（27.4%）に留まっている。設置者によって出されるガイドラインは学校側にとっては対応の根拠となる。保護者はこれまでも増して、例年と異なる対応について学校に様々な要求を寄せてくる場合が想定される。特に学校行事等については、例えば卒業学年などで、何とか移動教室や修学旅行に行かせたい、運動会を実施したいなどである。その際、各自治体で定めたガイドラインがあれば、学校による説明の重要な根拠となる。また、宿泊を伴う行事を中止しても代替案を江東区のように「各学校が区教委と連携し、PTA、地域等の協力をいただきながら、児童生徒が主体的に取り組む思いに残る行事を企画し実施する」と建設的な議論に発展させることも可能かもしれない。ガイドラインの公表は今後自治体に多く求められるようになると思われる。

最後に、今後の課題について触れておく。今回の調査では新型コロナウイルス対策としての学校教育政策の地域差を示せたが、地域の実情に応じた地教委の決定についてどのような決定過程が行われたかについては明らかにできていない。しかし、本分析によって類型化等につながる知見が得られたため、類型ごとの地教委による事例分析を行うことで、平時とは異なる状況下での教育政策の決定過程について明らかにすることができるのではないかと考えられる。

付記

なお、本稿は以下のように分担している。松波が4、

5の執筆を行い、小入羽が1、2、3の執筆を行った。データ収集および全体的な調整は両名で行った。

注

- 1 たとえば文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について」
<https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf>
- 2 兵庫県は県立学校を休校とし、県内の市町村立小中高校に休業要請を出している。大阪府は府内自治体と調整の上、府内全域の中学校・高等学校を休校している。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条3項
- 4 地方自治法245条の4では「都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」をすることができる」と規定されている。
- 5 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」（2020年2月24日）
- 6 基本方針p.6
- 7 北海道は当時感染者数が全国で最も多かったこともあり、独自に緊急事態宣言を出した上で2月28日より道内の一斉休校をじっししていた。また、千葉県市川市でも市内の公立学校が休校している。
- 8 5月14日に北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県となる。5月21日には北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道府県となる。
- 9 新型コロナウイルス感染症対策推進室2020
- 10 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」
- 11 第9回対策本部会議議事録（p.8）
- 12 第10回対策本部会議議事録（p.5）
- 13 都立学校の臨時休業は東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の規定に基づく臨時代理により処理されたので、3月5日の教育委員会第5回定例会にて事後の承認がなされた。
- 14 第11回対策本部会議議事録（p.4）
- 15 第13回対策本部会議議事録（p.3）
- 16 第16回対策本部会議議事録（p.2）

- 17 第17回対策本部会議 (p.4)
- 18 なお、同日に東京都総合教育会議、東京都教育委員会臨時会が開催されており、後者では休校延長について審議している。
- 19 第22回対策本部会議議事録 (p.4)
- 20 第25回対策本部会議議事録 (p.3)
- 21 第28回対策本部会議議事録 (p.4)
- 22 感染症対策と学校運営に関するガイドライン (都立学校)の改訂について (第501報)別紙
- 23 「練馬区立学校 (園) のこれからの生活について (令和2年8月)」
- 24 「学校再開時に配慮すること」、「今後の学校行事等について」 (更新日2020年5月25日)
- 25 「国立市小・中学校における教育活動の再開に向けた留意事項について (令和2年5月26日付)」
- 26 東京22区の区立小中、今夏のプール授業行わず 更衣室の「密」、健康診断などがネックに<<https://www.j-cast.com/2020/07/03389461.html?p=all>>
- 27 東京都教育委員会『『新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～学校の『新しい日常』の定着に向けて～』の改定について (通知) 6月19日付』
- 28 都内公立小中学校の式典日程・休業日については、東京都教育委員会が調査を実施しており、以下に公表されている。https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/schedule/
- 29 うがいの効果について科学的に検証したものには、Kazunari Satomura, Takashi Kawamura, et al. (2005) “Prevention of Upper Respiratory Tract Infections by Gargling: A Randomized Trial” American Journal of Preventive Medicine Volume 29, Issue 4, November 2005, pp.302-307がある。また、日本学校歯科医師会 (n.d.) がウイルス感染は喉の菌の量と相関関係があるとしている。なお、歯磨きの際には、飛沫が飛び散らないように注意が必要としている。
- 30 実際、分散登校に関する問い合わせ先が指導課になっている教育委員会が多い。
- pp.29-42
- 上田博三 (2010)「新型インフルエンザ対策の経緯」『日本公衛誌』第57巻3号、pp.157-164
- 小笠原村教育委員会教育長 (2020)「緊急のお知らせ— 村立学校の新年度学校再開について」4月14日 (火) <https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/panel-top_urgentnotice/%E6%9D%91%E7%AB%8B%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%AE%E6%96%B0%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%86%8D%E9%96%8B%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.html/19225/> アクセス日：11th Dec. 2020.
- 株式会社NTTデータ経営研究所 (2016)「平成27年度総務省行政評価局請負調査 国の行政機関が公表したガイドライン等の実態把握のための調査研究報告書 (平成28年3月)」 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000424429.pdf> アクセス日：31st Aug. 2020.
- 笹岡伸矢・宮脇健 (2017)「2009年新型インフルエンザにおける地方自治体の対応の決定要因—神戸市、仙台市、広島市を事例に—」『修道法学』39巻2号、pp.399-424
- 新型コロナウイルス感染症対策推進室 (2020)『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告』 <https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisen-gen_houkoku0604.pdf> アクセス日：24th Sep. 2020.
- 東京都 (2020a)「新型コロナウイルスに関連した患者の発生について (第144報)」 <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/02/documents/20_01a.pdf> アクセス日：1st Apr. 2020.
- 東京都 (2020b)「都立動物園・水族園からのお知らせ【第2号】」 <<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/07/22/05.html>> アクセス日：6th Sep. 2020.
- 東京都教育委員会 (2017)「公立小・中学校等における平成28年度卒業式・修了式、春季休業日及び平成29年度入学式・第一学期始業式の期日等」 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/schedule/celemony_2016-17.html> アクセス日：6th Sep. 2020.
- 東京都教育委員会 (2018)「公立小・中学校等における平成29年度卒業式・修了式及び平成30年度入学式・第一学期始業式の期日等について」

引用文献

- 阿内春生・丸山和昭 (2015)「原発事故対応における学校への影響」青木栄一編『復旧・復興へ向かう地域と学校』東洋経済新報社、pp.123-151
- 天笠茂 (2012)「東日本大震災と千葉県教育委員長：体験的教育委員会論」『学校経営研究』第37巻、

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/schedule/celemony_2017-18.html> アクセス日：6th Sep. 2020.
 東京都教育委員会 (2019) 「公立小・中学校等における平成30年度卒業式・修了式及び平成31年度入学式・第一学期始業式の期日等について」
 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/schedule/celemony_2018-19.html> アクセス日：6th Sep. 2020.
 東京都教育委員会 (2020) 「感染症対策と学校運営に関するガイドライン (都立学校) の策定について (第414報) 2020年5月28日」
 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200528_02.html> アクセス日：6th Sep. 2020.
 東京都小学校体育研究会 (2020) 「コロナ禍における小学校体育科年間指導計画例」 令和2年6月
 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200528_02.html> アクセス日：4th Dec. 2020.
 平川幸子 (2018) 「健康危機管理をめぐる行政組織の現

状と課題：新型インフルエンザ発生時の対応方針決定過程に関する事例分析」博士論文 (法政大学大学院公共政策研究科)
 福島正行 (2012) 「東日本大震災における他自治体への「学校移転」に関する事例研究：被災自治体・大熊町教育委員会と受け入れ自治体・会津若松市教育委員会へのインタビュー調査を通じて」『東京学芸大学紀要・総合教育科学系』第63集2号、pp.333-345
 松波紀幸・佐野匡・高橋美香・山田茂利 (2020) 「新型コロナウイルスの学校における対応について—都内公立小学校の卒業式対応に見られた工夫から—」『帝京大学教職センター年報』第7号、pp.49-59
 文部科学省 (2020a) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(2020.8.6 Ver.3)
 文部科学省 (2020b) 「小中学校等の再開状況について (令和2年6月1日時点)」
 <https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf> アクセス日：5th Oct. 2020.

【付録1】 都内自治体の小学校入学式対応状況及び中学校入学式日程について

| | 感染数 | 区市町村名 | 小学校参列可能保護者数 | 発信日 | 小学校始業式 | 小学校入学式 | 保護者参列可否 | 中学校入学式 |
|----|-----|-------|-------------|---------|---|---|---------|---------|
| 1 | 3 | 千代田区 | 2 | 4月3日(金) | 【予定】 4月9, 10日(木)(金) 【変更後】 6月15日(月)または 6月1日(月)(1, 3, 6年)、 2日(火)(2, 4, 6年) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 2 | 19 | 中央区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月2日(火) |
| 3 | 39 | 港区 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月1日(月) |
| 4 | 22 | 新宿区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月1日(月) |
| 5 | 4 | 文京区 | 1 | 4月2日(木) | 【予定】 4月7日(火) 【変更後】 6月8日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月8日(月) |
| 6 | 15 | 台東区 | 0 | 4月3日(金) | 【予定】 4月20日(月) 【再変更後】 6月1日(月)、2日(火) | 【予定】 4月20日(月) 【再変更後】 6月1日(月)、2日(火) | × | 6月1日(月) |
| 7 | 5 | 墨田区 | 1 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月8日(月) |
| 8 | 10 | 江東区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月1日(月) |
| 9 | 24 | 品川区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 10 | 21 | 目黒区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月2日(火) |
| 11 | 15 | 大田区 | 1 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月8日(月) |
| 12 | 44 | 世田谷区 | 2 | 4月3日(金) | 【予定】 延期 【変更後】 6月1日(月)以降、各 校実施例6月22日(月) | 【予定】 延期 【変更後】 6月6日(土) | ○ | 6月7日(日) |

| | | | | | | | | |
|----|----|-------|-----|----------|--|--------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 13 | 18 | 渋谷区 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 【予定】 延期 【変更後】 6月29日(月) | ○ | 6月30日(火) |
| 14 | 15 | 中野区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 15 | 28 | 杉並区 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月1日(月) |
| 16 | 9 | 豊島区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 17 | 4 | 北区 | 1 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 18 | 2 | 荒川区 | 2 | 3月30日(月) | 【予定】 4月13日(月) 【変更後】 6月1日(月) | 【予定】 4月13日(月) 【変更後】 6月1日(月) | ○ | 6月2日(火) |
| 19 | 4 | 板橋区 | 2 | 4月2日(木) | 【予定】 4月7日(火) 【変更後】 中止または6月1日(月) など | 4月6日(月) | ○ | 中止 |
| 20 | 20 | 練馬区 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月19日(金) |
| 21 | 8 | 足立区 | 1 | 4月2日(木) | 実施せず | 4月6日(月) | ○ | 中止 |
| 22 | 6 | 葛飾区 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月6日(土) |
| 23 | 8 | 江戸川区 | 1 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 中止 |
| 24 | 4 | 八王子市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 25 | 0 | 立川市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 26 | 3 | 武蔵野市 | 2 | 4月4日(土) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 27 | 7 | 三鷹市 | 1 | 4月3日(金) | 実施せず | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 28 | 1 | 青梅市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 29 | 1 | 府中市 | 1 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 中止 |
| 30 | 0 | 昭島市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 31 | 1 | 調布市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 32 | 6 | 町田市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 33 | 1 | 小金井市 | 家族 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 34 | 1 | 小平市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 35 | 3 | 日野市 | 1 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 36 | 0 | 東村山市 | 1 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 37 | 0 | 国分寺市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 38 | 0 | 国立市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 39 | 0 | 福生市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 40 | 0 | 狛江市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 41 | 1 | 東大和市 | 1 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 42 | 0 | 清瀬市 | 1 | 4月3日(金) | 【予定】 4月7日(火) 【変更後】 中止または6月1日(月) など | 4月7日(火) | ○ | 中学校 4月8日(水) 又は中止 又は6月1日(月) |
| 43 | 1 | 東久留米市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 44 | 0 | 武蔵村山市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 45 | 0 | 多摩市 | 保護者 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 46 | 1 | 稲城市 | 2 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 47 | 3 | 羽村市 | 1 | 4月3日(金) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 48 | 0 | あきる野市 | 2 | 4月5日(日) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月1日(月) |
| 49 | 8 | 西東京市 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 6月5日(金) |
| 50 | 0 | 瑞穂町 | 2 | 4月2日(木) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 51 | 0 | 日の出町 | | 4月6日(月) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月7日(火) |
| 52 | 0 | 檜原村 | 2 | 4月6日(月) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | |
| 53 | 0 | 奥多摩町 | | 4月6日(月) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | | |
| 54 | 0 | 大島町 | | 4月5日(日) | 4月6日(月) | 4月7日(火) | | 4月6日(月) |
| 55 | 0 | 利島村 | | 6月29日(月) | | 5月7日(木) | ○ | 5月7日(木) |
| 56 | 0 | 新島村 | | 4月27日(月) | | 4月6日(月) | | 4月6日(月) |

| | | | | | | | | |
|----|---|------|---|----------|----------|----------|---|----------|
| 57 | 0 | 神津島村 | | 4月6日(月) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月6日(月) |
| 58 | 0 | 三宅村 | | 3月25日(水) | 4月6日(月) | 4月7日(火) | ○ | 4月7日(火) |
| 59 | 0 | 御蔵島村 | 0 | 4月8日(水) | 4月6日(月) | 4月7日(火) | × | 4月7日(火) |
| 60 | 0 | 八丈町 | | 4月6日(月) | 4月6日(月) | 4月6日(月) | ○ | 4月6日(月) |
| 61 | 0 | 青ヶ島村 | | | | 4月6日(月) | | |
| 62 | 0 | 小笠原村 | | 4月3日(金) | 4月16日(木) | 4月15日(水) | ○ | 4月15日(水) |

※表中の○は許可、×は不許可、△は一部許可を表し、空欄は各自治体や管下の学校webから情報が取得できなかったことを表す。

※上表は、小学校の情報を基本にまとめた。また、最右列のみ中学校に関する情報を表す。

※感染数は、東京都(2020a)が自治体別に公表したデータ(3月31日時点)による。

※調査日については、前述2(2)①のとおりであるが、この時点で不明確であった日付については、後日追加で区または管下学校のwebにて調査を実施した。また、その場合は表中に斜体で表記した。

【付録2】分散登校期間等について

| | 区市町村名 | 分散登校等 | 分散登校備考 | 学校全面再開 | 給食開始 |
|----|-------|---|--|----------|----------|
| 1 | 千代田区 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 16月1日(月)～5日(金)児童・生徒の1日の登校時間を2単位時間程度として分散登校 26月8日(月)～12日(金)児童・生徒の1日の登校時間を3～4単位時間程度として分散登校 ※分散登校の日時などは、後日、各小・中学校のホームページなどを通じてお知らせ | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 2 | 中央区 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 午前授業クラスを2グループに分け、一日置きに授業 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 3 | 港区 | 6月1日(月)～ 6月30日(火) | (学校再開の方針より抜粋)6月中は、土曜授業を行わない。 登園・登校時に集合住宅等のエレベーター内において、3密の状態になることを避けるために、学校の実態に応じて、登校時刻をずらすなどの工夫をする。 | 7月1日(水) | 6月8日(月) |
| 4 | 新宿区 | 6月1日(月)～ 6月30日(火) | 6月中は児童生徒を午前午後の2グループに分け分散登校。中学校第3学年については、6月15日(月)から通常登校 | 7月1日(水) | 6月1日(月) |
| 5 | 文京区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 6月1日から3週間は分散登校を実施し、3週目は、各学校の規模等実情に応じて午前授業を実施することができる。分散登校期間中は、必要に応じて授業や家庭学習にICT機器を活用する。 | 6月22日(月) | 6月22日(月) |
| 6 | 台東区 | 6月1日(月)～ 6月18日(木) ※中学は6月19日(金)迄 | 小学校：1つの教室に入る人数を通常時の半分とする分散登校。全校を2グループに分け、1日置きの登校日を設定する。2週間で全学年が5日間登校できるようにする。 中学校：1つの教室に入る人数を通常時の半分とする分散登校。午前と午後で1日に2つのグループが登校するように設定。3年生が1回又は2回多く登校するよう設定。 | 6月19日(金) | 6月15日(月) |
| 7 | 墨田区 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 区教委情報無し。 二葉小webより 6月1週が学級3分割2時間授業時差登校、2週が学級2分割3時間授業時差登校、3週が学級分割なし4時間授業(午前)給食あり、4週が学級分割なし通常授業(5,6時間)給食あり | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 8 | 江東区 | 6月1日(月)～ 6月26日(金) | 学年毎に登校(園)日を定め、学級を2つに分けるなど、工夫して指導 | 6月29日(月) | 6月15日(月) |
| 9 | 品川区 | 6月1日(月)～ 6月26日(金) ※小6および9年生(中3) 6月1日(月)～6月18日(木) | 全員登校は、今年度卒業を迎える6年生・9年生への配慮を鑑み、まずは、6年生・9年生を優先 | 6月29日(月) | 6月29日(月) |
| 10 | 目黒区 | 6月1日(月)～ 6月18日(木) | 3日に1回、2日に1回、毎日と週ごとに緩和 | 6月22日(月) | 6月19日(金) |

| | | | | | |
|----|------|----------------------|---|----------|----------|
| 11 | 大田区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 6月1日(月)から6月5日(金)までは、週2～3回、1回につき1時間程度 6月8日(月)から6月19日(金)までは、平日1日につき3時間程度 | 6月22日(月) | 6月10日(水) |
| 12 | 世田谷区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 登校時間帯は午前・午後に分け分散登校の間中は給食の提供無し | 6月22日(月) | 6月22日(月) |
| 13 | 渋谷区 | 6月1日(月)～ 6月30日(火) | 第1週6月1日(月)～5日(金)3時間授業(給食なし) 下校11:45 第2週～6月8日(月)～30日(火)*6月末までを想定 4間授業(給食あり)下校13:20 分散登校の方法 学級を出席番号順で、2グループに分割 | 7月1日(水) | 6月9日(火) |
| 14 | 中野区 | 6月1日(月)～ 6月13日(土) | 再開後は、1学級を午前授業と午後授業の2グループに分ける。給食は、6月8日(月)の週から再開。 | 6月15日(月) | 6月8日(月) |
| 15 | 杉並区 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | (1)6月15日(月)～26日(金)までの2週間 ・4時間授業(給食あり) (2)6月29日(月)以降 ・6月1日付の各学年だよりでお知らせしている授業時数通りに授業を実施。 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 16 | 豊島区 | 6月1日(月)～ 6月末 | 学級を2分割し、20名以下で 登校のない日は、オンラインのクラスルームを活用し、引き続き健康観察や家庭学習支援 | 7月1日(水) | 6月15日(月) |
| 17 | 北区 | 6月1日(月)～ 6月13日(土) | ※土曜授業の実施は、学校による。 学校再開からの2週間は、分散登校で教育活動を行い、給食は実施しない。 原則、1学級を午前と午後に登校する2つのグループに分け、1グループは20人以下 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 18 | 荒川区 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 各校の児童生徒数や施設等に応じて、ア「学級ごとに登校曜日を分ける方法」、イ「学年ごとに登校曜日を分ける方法」、ウ「学級を2つのグループ、時間帯を分ける方法」、各学校の実態に応じて選択し、分散登校を行う。分散登校をして、学校で授業及び給食を行うときの留意点として、特に児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、一つの普通教室20名程度で対面とならない形で教育活動、給食指導を行う。 | 6月15日(月) | 6月8日(月) |
| 19 | 板橋区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 登校する児童生徒数を半数に分けた分散登校による午前授業を、6月1日(月)から概ね2週間実施 分散登校による午前授業を、6月1日(月)から概ね2週間実施 通常の学級規模で、午前授業を実施。(6月15日(月)以降1週間) 通常の学級規模で、全日の通常授業を実施。(6月22日(月)以降) | 6月22日(月) | 6月3日(水) |
| 20 | 練馬区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 【第1段階】(6月1週目から2週目) 毎日2時間から3時間程度の分散登校を実施します。 ※登校時間等の詳細は、各学校から連絡。給食は実施せず。 【第2段階】(6月3週目) 毎日午前授業を実施します。 感染予防策を講じた上で、給食を実施。 【第3段階】(6月4週目以降) 通常授業を実施。 感染予防策を講じた上で、給食を実施。 | 6月22日(月) | 6月15日(月) |
| 21 | 足立区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 児童・生徒3分の1ずつの分散登校期間クラスを3分割する、学年で登校日を分けるなど、1日に登校する児童・生徒数が全体の3分の1程度になるよう校長裁量で工夫する。 | 6月22日(月) | 6月4日(木) |

| | | | | | |
|----|------|----------------------|---|----------|---|
| 22 | 葛飾区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 第1段階その1(6月1日(月)) ○学年ごとに登校 第1段階その2(6月2日(火)～5日(金)) 第2段階(6月8日(月)～19日(金)) ○学級をA・B2つのグループに分けて登校 ○学校での3時間の授業+2時間の家庭学習 ○簡易昼食あり 第3段階(6月22日(月)～) ○学級をA・B2つのグループに分けて登校 ○各教室での1時間の授業+3時間の家庭学習 ○給食なし | 6月22日(月) | 6月22日(月) |
| 23 | 江戸川区 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 6/1～6/12迄1学級4分割分散登校 6/15～6/191学級2分割午前と午後に分け授業給食有 6/22以降通常授業 | 6月22日(月) | 6月15日(月) |
| 24 | 八王子市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 【第1段階】学校再開に向けた準備期間(5/29まで) 目標授業日としての学校再開の準備を進める。 【第2段階】臨時休業期間が終了した最初の週(6/1～5) 目標授業日として学校を再開し、全学年の児童・生徒が毎日登校できるようにする 【第3段階】【第2段階】の翌週(6/8～12) 目標学級単位で授業を行うことができるようにする。 【第4段階】【第3段階】の翌週以降(6/15以降)を想定 目標給食を開始し、通常の時程で授業を行うことができるようにする。 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 25 | 立川市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 実施可能な教育活動を段階的に開始 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 26 | 武蔵野市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 分散登校では、全校の子どもたちを2つのグループに分け、グループごとに交互に登校する。子どもたちにとっては、隔日の登校となる。学校再開直後の期間は、午前授業を実施する。これまでの家庭により協力させた学習状況の成果を確認しつつ、授業を進める。6月9日からは、弁当の持参。 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 27 | 三鷹市 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 小・中学校とも、クラス2分割による午前・午後に分かれた分散登校による授業を行う(週ごとに段階的な再開)。 午前・午後のグループ 午前のグループ：授業後、給食・下校 午後のグループ：給食後、授業・下校 段階的な再開 6月1日(月)～6月5日(金)：各学年週3日 6月8日(月)～6月12日(金)：各学年週4日 6月15日(月)～6月19日(金)：各学年週5日 | 6月22日(月) | 6月1日(月) |
| 28 | 青梅市 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | ・6月1日(月)から6月12日(金)は、給食を実施せず、分散登校。 ・6月15日(月)から給食を実施し、段階的に授業時数を増やしていく。○6月15日(月)から6月19日(金)1年生：4時間、2年生：15日(火)～17日(水)→4時間、18日(木)～→通常3年生から6年生：15日(火)～17日(水)→5時間、18日(木)～→通常 ○6月22日(月)から全学年通常の再開。 ・時間割については、各クラスで連絡。 | 6月22日(月) | 【小学校】 令和2年6月15日(月) 【中学校】 令和2年6月8日(月) |
| 29 | 府中市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 6月1日(月)から12日(金)までは、人数及び時間を制限した分散登校 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |

| | | | | | |
|----|-------|--|---|------------------------------------|------------------------------------|
| 30 | 昭島市 | 6月1日(月)～ 6月10日(水) | 第1段階 学級内時差登校(令和2年6月1日(月)から6月4日(木)まで) 第2段階 午前授業(令和2年6月5日(金)から6月10日(水)まで土・日を除く) 第3段階 通常授業(令和2年6月11日(木)から) | 6月11日(木) | 6月11日(木) |
| 31 | 調布市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 学級を2分割1日おきに登校 | 6月15日(月) | 6月1日(月) |
| 32 | 町田市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 小学校 6月1日(月)～8日(月)1学級2分割隔日実施、3時間 6月9日(火)～12日(金)同上4時間 中学校 6月1日(月)～5日(金)学級2分割、週2回3時間 6月8日(月)～12日(金)同上週3回3時間 | 6月15日(月) | 6月3日(水) |
| 33 | 小金井市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 5月25日(月)～29日(金)準備登校日(授業日ではない) 6月1日(月)～小1・6、中3は週3日程度、それ以外は週2日程度、2時間授業学級を2分割 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 34 | 小平市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 学級を2分割、午前午後登校、小1は2時間、それ以外は3時間 6月15日(月)～19日(金)短縮授業(4時間) | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 35 | 日野市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 学級を2分割 | 6月15日(月) | 6月10日(水) |
| 36 | 東村山市 | 5月25日(月)～ 6月5日(金) | 5月25日(月)～29日(金)、小1・6、中3は2日以上、その他学年は1日以上 6月1日(月)～6月5日(金)、毎日2～3時間程度、時刻指定 | 小学校 6月8日(月) 中学校 6月10日(水) | 6月8日(月) |
| 37 | 国分寺市 | 5月28日(木)～ 6月19日(金) | 第1段階(5月28日(木)～6月5日(金))：<小学校>1・6年週3回、その他週2回登校(在校時間2時間、学年ごと分散)、<中学校>学級2分割、登校日指定の上、午前午後に分かれて登校(週3～4回登校、2時間) 第2段階(6月8日(月)～11日(木))：学級を2分割、隔日登校(各学年週2回登校、5時間)、<中学校>学級2分割、登校日指定の上、午前午後に分かれて登校(週2～3回登校、3時間) 第3段階(6月12日(金)～19日(金))：学級を2分割、隔日登校、<中学校>学級2分割、午前午後に分かれて毎日登校(3時間) | 6月22日(月) | 6月8日(月) |
| 38 | 国立市 | 5月29日(金)～ 6月12日(金) | 学級を2分割、午前午後に分けて登校 | 6月15日(月) | 6月4日(木) |
| 39 | 福生市 | 6月1日(月)～ 6月5日(金) | 5月25日(月)～29日(金)学習相談日として週2回程度、一回2時間程度でクラスごとに集まる 6月1日(月)～5日(金)学級を2分割、小1は午前3時間、小6・中3は午前3時間+午後2時間、その他は午前午後いずれか2時間(週2回) | 6月8日(月) | 6月1日(月) |
| 40 | 狛江市 | 6月1日(月)～ 6月26日(金) | 学級を2分割、午前午後に分けて登校 | 6月29日(月) | 6月1日(月) |
| 41 | 東大和市 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) | 5月25日(月)～29日(金)登校日の設定 6月1日(月)～19日(火)分散登校 | 6月22日(月) | 6月15日(月) |
| 42 | 清瀬市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 6月1日(月)～12日(金)分散登校 | 6月15日(月) | 6月15日(月) |
| 43 | 東久留米市 | 5月25日(月)～ 6月15日(月) ※中学は6月10日(水)迄 | 5月25日(月)～29日(金)：分散登校(家庭学習中心) 6月1日(月)～15日(月)(小学校)、10日(水)(中学校)：分散登校(段階的に日数を増やす) | 小学校 6月15日(月) 中学校 6月10日(水) | 小学校 6月15日(月) 中学校 6月10日(水) |
| 44 | 武蔵村山市 | 5月25日(月)～ 6月5日(金) | 5月25日(月)～6月5日(金)週に1～2日、3時間程度 6月8日(月)～12日(金)は午前授業(給食無し) | 6月8日(月) | 6月15日(月) |

| | | | | | |
|----|-------|---------------------------------------|--|------------------------------------|----------|
| 45 | 多摩市 | 6月1日(月)～ 6月12日(金) | 6月1日(月)～12日(金)学級2分割、午前午後登校3時間 | 6月15日(月) | 6月8日(月) |
| 46 | 稲城市 | 6月1日(月)～ 6月19日(金) ※中学は6月12日(金)迄 | 6月1日(月)～5日(金)1学級2分割、週2日・2時間 6月8日(月)～12日(金)小学校1学級2分割週3日・2時間、中学校1学級2分割週3日・3時間 6月15日(月)～19日(金)小学校1学級2分割1-5年毎日2時間、6年3時間、中学校全員毎日4時間 6月22日(月)～26日(金)小学校全学年毎日4時間 | 小学校 6月29日(月) 中学校 6月22日(月) | 6月22日(月) |
| 47 | 羽村市 | 6月2日(火)～ 6月19日(金) | 学級2分割、午前午後登校 | 6月22日(月) | 6月8日(月) |
| 48 | あきる野市 | 6月1日(月)～ 6月5日(金) | 学級2分割、午前午後登校 | 6月8日(月) | 6月8日(月) |
| 49 | 西東京市 | 6月1日(月)～ 6月4日(木) | 6月5日(金)～12日(金)は時差登校 | 6月5日(金) | 6月9日(火) |

※表中の「分散登校備考」については、各自治体の情報から抜粋掲載したものであり、敬体表現は常態表現に筆者がその表現を改めている。
 ※調査日については、前述2)②のとおりであるが、この時点で不明確であった日付については、後日追加で区または管下学校のwebにて調査を実施した。また、その場合は表中に斜体で表記した。

【付録3】自治体別夏季休業期間及びガイドライン公表の有無等について

| | 自治体名 | 夏季休業日数 | 終業式 | 始業式 | 作成日 | 全体 | 文科科学省 | 体温 | うがい |
|----|------|--------|----------|----------|-------|-----|-------|------|-----|
| 1 | 千代田区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 2 | 中央区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 3 | 港区 | 24 | 7月31日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 4 | 新宿区 | 17 | 8月7日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 5 | 文京区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 6月24日 | 37% | 24% | 37.0 | × |
| 6 | 台東区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 6月23日 | 46% | 24% | × | × |
| 7 | 墨田区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 8 | 江東区 | 17 | 8月7日(金) | 8月25日(火) | 8月4日 | 32% | 18% | 37.5 | × |
| 9 | 品川区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 7月10日 | 35% | 17% | 37.5 | × |
| 10 | 目黒区 | 24 | 7月31日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 11 | 大田区 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 12 | 世田谷区 | 31 | 7月31日(金) | 9月1日(火) | 7月1日 | 41% | 22% | × | × |
| 13 | 渋谷区 | 30 | 7月31日(金) | 8月31日(月) | | | | | |
| 14 | 中野区 | 24 | 8月7日(金) | 9月1日(火) | | | | | ○ |
| 15 | 杉並区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 7月 | 35% | 21% | × | ○ |
| 16 | 豊島区 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 17 | 北区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 8月20日 | 30% | 16% | | |
| 18 | 荒川区 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 19 | 板橋区 | 24 | 7月31日(金) | 8月25日(火) | 8月25日 | 37% | 16% | × | ○ |
| 20 | 練馬区 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 21 | 足立区 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | 7月29日 | 35% | 16% | 37.5 | × |
| 22 | 葛飾区 | 17 | 8月7日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 23 | 江戸川区 | 17 | 8月7日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 24 | 八王子市 | 26 | 7月31日(金) | 8月27日(木) | | | | | |
| 25 | 立川市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 26 | 武蔵野市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 6月11日 | 60% | 45% | × | × |
| 27 | 三鷹市 | 35 | 7月20日(月) | 8月25日(火) | | | | | |
| 28 | 青梅市 | 18 | 7月31日(金) | 8月19日(水) | 7月28日 | 35% | — | × | × |
| 29 | 府中市 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 30 | 昭島市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 31 | 調布市 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | 8月24日 | 31% | 15% | × | × |
| 32 | 町田市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 33 | 小金井市 | 24 | 7月31日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 34 | 小平市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 8月27日 | 54% | 35% | × | × |
| 35 | 日野市 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 36 | 東村山市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | 8月27日 | 40% | 22% | × | × |

| | | | | | | | | | |
|----|-------|----|----------|----------|-------|-----|-----|------|-----|
| 37 | 国分寺市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 38 | 国立市 | 16 | 7月31日(金) | 8月17日(月) | | | | | |
| 39 | 福生市 | 19 | 8月7日(金) | 8月27日(木) | 5月27日 | 32% | 12% | × | × |
| 40 | 狛江市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | (○) |
| 41 | 東大和市 | 17 | 7月31日(金) | 8月18日(火) | 7月9日 | 39% | 20% | 37.5 | × |
| 42 | 清瀬市 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 43 | 東久留米市 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 44 | 武蔵村山市 | 36 | 7月20日(月) | 8月26日(水) | 6月23日 | 44% | 24% | 37.5 | ○ |
| 45 | 多摩市 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 46 | 稲城市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 47 | 羽村市 | 19 | 8月5日(水) | 8月25日(火) | | | | | |
| 48 | あきる野市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 49 | 西東京市 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 50 | 瑞穂町 | 17 | 8月7日(金) | 8月25日(火) | | | | | |
| 51 | 日の出町 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 52 | 檜原村 | 16 | 8月7日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 53 | 奥多摩町 | 13 | 8月7日(金) | 8月21日(金) | | | | | |
| 54 | 大島町 | 19 | 7月31日(金) | 8月20日(木) | | | | | |
| 55 | 利島村 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 56 | 新島村 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 57 | 神津島村 | 24 | 8月7日(金) | 9月1日(火) | | | | | |
| 58 | 三宅村 | 23 | 7月31日(金) | 8月24日(月) | | | | | |
| 59 | 御蔵島村 | 29 | 7月25日(土) | 8月24日(月) | | | | | |
| 60 | 八丈町 | 31 | 7月31日(金) | 9月1日(火) | | | | | |
| 61 | 青ヶ島村 | | | | | | | | |
| 62 | 小笠原村 | 40 | 7月17日(金) | 8月27日(木) | | | | | |

※表中の「作成日」は、webで公表されているガイドラインのうち最新版の作成日を表す。また、「全体」は当該自治体のガイドライン（含引用文、参考文献）とweb上に公開されているデータとの類似度を表す。またさらに、「文部科学省」「都教委」は当該自治体のガイドライン（含引用文、参考文献）とweb上に公開されている文部科学省をドメインとするデータ、都教委をドメインとするデータ（除東京都の他の部局（例東京都総務局））との類似度を表す。

※「体温」については、具体的な検温の目安が明記されている自治体には、その度数を表中に記載した。また、「うがい」についても、その文言が明記された自治体については表中に記載した。調査にあたっては、第一にガイドライン内を検索し、その後ドメイン指定で各自治体のwebを調査した。調査にあたっては、「コロナ学校37」、「コロナ学校検温37」及び「コロナ学校うがい」で検索した。

※八王子市のように「小学校：令和2年8月1日（土）から8月26日（水）まで、中学校：令和2年8月6日（木）から8月23日（日）まで、いずみの森義務教育学校：令和2年8月1日（土）から8月23日（日）まで」のように校種により違いが見られる自治体については、小学校の夏季休業期間及び日数を表にまとめた。

※小笠原村については、2校の小学校が設置されているが、一学期終業式は両校ともに確認できたものの、始業式については小笠原村小学校のみ確認できたため、こちらの日程から算出した。

※調査日については、前述2 (2) ③のとおりであるが、この時点で不明確であった日付については、後日追加で区または管下学校のwebにて調査を実施した。また、その場合は表中に斜体で表記した。